



平成 29 年 3 月 16 日

焼津市長 中野弘道様

焼津市下水道使用料等審議会

会長 岩本 勇

焼津市公共下水道使用料の見直しについて（答申）

平成 28 年 5 月 24 日付け焼 75-57 号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申する。

答 申 書

はじめに

焼津市の下水道事業は、昭和 45 年度より整備を進め、昭和 55 年の供用開始からこれまでに昭和 63 年、平成 5 年の 2 度の下水道使用料改定を行い、下水道の維持管理費を賄うべく、経営の健全化を図ってきた。

しかし、密集市街地での管渠整備や処理場施設の長寿命化等による建設費の増大に伴い多額の地方債元利償還金が発生しており、国からはその資本費についても料金で賄うよう使用料の適正化を要請されている。

このような状況を踏まえ、焼津市長より諮問を受けた焼津市公共下水道使用料の見直しについて慎重に審議、検討を重ね、ここに結論を得たので、その結果を答申するものである。

記

1 下水道使用料の在り方

下水道の管理運営に係る費用負担については、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは一部を除き使用者が負担するものとされている。

しかし、焼津市では平成 27 年度決算ベースで経費回収率が 37.5%と低く、対汚水維持管理費でも 95.4%と、これまでの使用料改定により実現していた経費回収率 100%を割り込む状況となっている。

使用料収入の不足分は一般会計からの繰入金や起債で補われ、公共下水道が利用できない下水道区域外の方々から、負担していただいで運営している状況であり、不公平を生じている。

これは、下水道事業は経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立採算性の原則の観点からも、好ましくない状況であり、下水道使用料の改定は避けられないものである。

2 下水道使用料の算定期間

下水道使用料は日常生活に密着した公共料金であるため、安定性と予測の確実性を保つべく、算定期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

また、今後の下水道使用料見直しの間隔についても、下水道使用料等審議会での審議は、概ね 5 年ごとが適当と考える。

3 使用料体系について

(1) 料金徴収区分について

料金徴収区分は従前のおり、一般汚水と公衆浴場汚水の2分類とする。

(2) 基本使用料について

基本使用料はこれまでの使用料体系と同じく 10 m³/月の基本水量を含む金額として設定する。

(3) 従量使用料について

使用量に応じて使用料を算定する従量使用料体系は多くの地方公共団体で採用されており、下水道法の趣旨からも合理的であるためこれを存置する。

また、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料は、生活排水等に比べて大量排水ほど使用料対象経費が増加する傾向にあること、需要抑制に対する動機となり資源問題、環境問題の解決に寄与することからこれを存置する。

なお、各水量区分における引上げ率は、水量の多い区分ほど引上げ率を緩やかにし従量使用料区分間の格差を縮め、大口使用者の負担増が大きくなり過ぎないように配慮する。

現行及び改定後の使用料体系

(1か月：税抜き)

汚水の種類	現行	改定後
一般汚水		
基本使用料 (10 m ³ まで)	910円	1,028円
従量使用料 (1 m ³ につき) 10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91円	103円
100 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	110円	121円
1,000 m ³ を超える分	117円	126円
公衆浴場汚水		
基本使用料 (10 m ³ まで)	910円	1,028円
10 m ³ を超える分	46円	52円

(4) 公衆浴場汚水について

公衆浴場汚水は、公衆浴場のうち特殊公衆浴場を除いたものを対象とする使用料区分であり、これまでの改定と同様に従量使用料の「10 m³を超え 100 m³までの分」の区分の単価の2分の1とする。

(5) 水質使用料について

水質使用料は、高濃度汚水排水者の水質改善に対する努力への動機となるためこれを存置する。

水質使用料の単価については対象水量が少量であるため据え置く。

水質使用料

汚水の濃度		加算額（1立方メートルにつき）	
		生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量
汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量又は浮遊物質 量	200 ミリグラムを超え 300 ミリグラムまで	10円	10円
	300 ミリグラムを超え 600 ミリグラムまで	20円	20円
	600 ミリグラムを超え 1,000 ミリグラムまで	40円	40円
	1,000 ミリグラムを超え 2,000 ミリグラムまで	80円	80円
	2,000 ミリグラムを超えた ときは、1,000 ミリグラムま でずつ増すごとに	80円に 60円ずつ加算	80円に 60円ずつ加算

4 改定時期について

消費税率の改定は平成31年10月の見込みであるが、その時期に係わらず平成30年4月1日に下水道使用料の改定を行うのが適当である。

5 付帯意見

- (1) 家庭における水道光熱費は大きな比率を占めるものであり、景気の低迷の厳しい社会情勢のもとでの下水道使用料の改定は、市民生活に及ぼす影響が大きいため、改定の趣旨、内容について市民に十分に理解していただくために、効果的な広報活動に努められたい。
- (2) 今後の使用料改定にあたっては、地方債元利償還金の償還期間を見据えたうえで慎重に検討されたい。
- (3) 使用料改定に伴う一般会計繰入金金の減少により生じる財源は、市民生活の向上のために有効に活用されたい。
- (4) 人口減少の時代に、他市と比較して下水道使用料がプラス材料となるような使用料体系であれば、人口増加、収入増につながるので今後も調査、研究されたい。

- (5) 下水道使用料の大幅な改定は当市の産業界等の衰退を招くおそれがあるため、今後の見直しにおいても慎重に検討されたい。
- (6) 水資源を活用する産業に対しての環境整備を行い、様々な産業が発展できるよう、支援の施策を推進されたい。
- (7) 二十余年の長期にわたり適正な負担見直しが行われてこなかったため、今後は定期的に見直しを行い審議会の意見を聞くこととされたい。

むすび

本審議会では安定的かつ確実に下水道サービスの提供が出来るよう、事業運営の諸課題や経営基盤の強化について話し合い、ここに使用料の在り方についての基本的な方向性を示した。

焼津市の公共下水道事業は普及率も 22.4%と低く、事業を運営していく上では非常に厳しい状況であるが、事業の効率化を図りつつ、定期的の使用料適正化のための見直しを行い、一般会計からの繰入金を減らしていく努力を続けるよう切望する。

焼津市下水道使用料等審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏 名	役 職 名
会 長	岩本 勇 (向山 守)	静岡福祉大学 准教授 (静岡福祉大学 教授)
副 会 長	鈴木 孝治	行政相談委員 総務省静岡行政評価事務所
委 員	鈴木 麻理子	焼津商工会議所女性会 理事
委 員	樫村 せつ子	焼津市消費者連絡会 会長
委 員	法月 和子	焼津市消費者連絡会推薦
委 員	中野 忠義	焼津市自治会連合会 焼津第 2 自治会長
委 員	長谷川 恭司	焼津市自治会連合会 小川第 11 自治会長
委 員	岩田 一美	焼津市自治会連合会 東益津第 17 自治会長
委 員	中山 正義	焼津市水産加工業協同組合推薦
委 員	加藤 義則	焼津市ホテル旅館組合 組合長

() 内は前任者

※平成 28 年 8 月 11 日付けで向山守会長より岩本勇会長に交代

審議経過

区分	日時・場所	審議事項
第1回	平成28年5月24日(火) 市役所本庁舎603号室	<ul style="list-style-type: none">・諮問「下水道使用料の改定について」・焼津市公共下水道事業の現状について
第2回	平成28年7月19日(火) 水道庁舎2階災害対策室	<ul style="list-style-type: none">・焼津市の下水道使用料について
第3回	平成28年9月28日(水) 水道庁舎2階災害対策室	<ul style="list-style-type: none">・下水道使用料改定案の提示
第4回	平成28年12月14日(水) 水道庁舎2階災害対策室	<ul style="list-style-type: none">・下水道使用料改定案の決定・答申書案について
第5回	平成29年1月31日(火) 水道庁舎2階災害対策室	<ul style="list-style-type: none">・答申書作成
第6回	平成29年3月16日(木) 市役所5階市長室	<ul style="list-style-type: none">・答申